

令和7年3月25日

社会福祉法人恵正福社会

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日
目標と実施時期・取組内容	
目標1	全職員の所定外労働時間を、月平均10時間以内にする
<時期・内容>	令和7年4月～長時間労働是正に関するトップメッセージの発信 所定外労働の原因の分析等の実施 令和7年6月～管理職を対象とした意識改革のための研修を実施 毎月の運営会議等で所定時間外労働の報告 令和8年4月～職員配置、業務内容等の見直し 令和9年4月～職員配置、業務内容等の見直し
目標2	育児休業取得率100%の維持
<時期・内容>	令和7年4月～全職員へ改正育児・介護休業規程の周知 子どもが生まれる職員へ制度の個別説明 令和7年6月～管理職を対象とした研修